

コンテンツ強化専門調査会  
インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する  
ワーキンググループ(第3回)

## アクセスコントロール回避規制の在り方について

2010年3月3日  
(社)電子情報技術産業協会(JEITA)  
著作権専門委員会

# 当協会意見の概要

1. インターネット上の著作権侵害コンテンツに対する対策として、アクセスコントロール回避規制強化が適切であるか検討が必要。  
⇒被害実態と法規制との関係を十分に検討して頂きたい。
2. 違法なコンテンツのみを取り締まることは非常に難しいため、機器規制の強化は、事業萎縮と技術革新の阻害を引き起こし、企業活動に悪影響を与える。  
⇒必要最小限かつ規制対象が明確な規制でなければならない。
3. ユーザーのアクセスコントロール回避行為規制導入は妥当とは思われない。問題とされるべきは、ネット上の違法コンテンツであり、ユーザーの回避行為規制を行っても、対策の実効性に疑問。
4. 仮に規制を強化するなら著作物の保護と利用のバランス確保が必要。

# 被害実態について(DVDリッピング)

<想定されている「被害」>

1. 回避プログラムがネットで「頒布」されている。
2. 回避プログラムを使用して、ユーザーが「回避行為」を行っている。
3. 回避を伴い複製された違法コンテンツがインターネットに「アップロード」されている。
4. 当該違法コンテンツがユーザーによって「ダウンロード」されている。
5. 一般のDVDプレーヤーで、ユーザーが再生する。



- ・ 「頒布」は現行不正競争防止法で規制対応済み。
- ・ 「回避行為」は家庭内での行為であり、**規制の実効性は大いに疑問**。  
アクセスコントロール回避後に続くコピーコントロール回避を伴う複製は著作権法で規制対応済み。  
なお、アクセスコントロール回避行為規制のある**米国でも権利行使された例はない**と聞いている。
- ・ 違法コンテンツの「アップロード」は公衆送信権侵害であり、著作権法で規制対応済み。
- ・ 違法コンテンツの「ダウンロード」は2010年改正著作権法で対応済み。(実効性の問題は同じ)



解決策⇒まずは、現行法に基づいて、回避プログラムの取り締まり(権利行使)を強化すべきであって、取り締まりの強化の施策を検討すべき。

# 被害実態について(ゲーム)

<想定されている「被害」>

1. 違法に複製されたゲームソフトがインターネットに「アップロード」されている。
2. 当該違法ゲームソフトがユーザーによって「ダウンロード」されている。
3. 所謂「マジコン」とその「ファームウェア」がインターネットで「頒布」されている。
4. 「マジコン」を用いて、ユーザーが違法ゲームソフトをプレイする。

(別紙参照)

- ・ 違法コンテンツの「アップロード」は公衆送信権侵害であり、著作権法で対応済み。(①)
- ・ 違法コンテンツの「ダウンロード」も2010年改正著作権法で対応済み? (②)  
ゲームソフトは「映画著作物」の側面を有するところ、現行法が適用されるとの解釈はないか。また、ゲームソフトを含むプログラムが含まれるかどうかについては、著作権分科会において今後の検討事項であると報告されている。したがって、まずは現行著作権法の検証をすべき。ただし、ユーザーの行為につき、実効性の問題あり。
- ・ 回避機器の「頒布」は現行不正競争防止法(民事)で対応済み。(③)
- ・ 回避ファームウェアの「頒布」も現行不正競争防止法(民事)で対応済み。(④)  
③はマジコンについて民事救済の認められた裁判例あり。③④の脱法的行為があるとして、それが現行法で規制されるかどうかの検証をすべき。
- ・ 現行法上対応がないのは、ユーザーのプレイ部分のみ。(⑤)  
⇒ユーザーのプレイ部分を違法としても実効性には大いに疑問がある。

解決策⇒まずは、「マジコン」規制のために現行法の回避機器規制の射程を検討するとともに、現行法に基づいて取り締まりの強化の施策を検討すべき。

# 機器規制の強化は慎重に

## 1. 「原則適法＋例外違法」であるべき

- ・規制を拡大した上で適法な機器を例外とするのでなく、真に保護が必要な部分にのみ規制を広げるアプローチをすべき。

## 2. 事業萎縮の懸念

- ・現行法でも規制対象機器は不明確であり、要件緩和により規制が拡大されると、**法的不安定性が増大**。
- ・対象機器の要件の拡大により、TV、ビデオレコーダー、パソコン等の**回避を目的としない機器が規制対象と解釈されてしまうことがないような規定であることが必要**。
- ・**無反応機器を規制対象とすべきでない**。即ち、コンテンツ提供事業者が一方的に採用した、記録や視聴等を制限するあらゆる信号への反応を実質的に義務付けることにならないような規定であることが必要。仮に規制対象とされれば、メーカーの製品設計・提供の自由が著しく損なわれ、コスト増にもつながる。

## 3. 先端分野の技術開発の阻害の懸念

- ・ビジネス活動として、規制対象に相当する**回避機器の「製造」行為は不可避**。  
ex.暗号解読、エミュレーター(特定のプラットフォームで運用するソフトウェアをほかのプラットフォームでも運用できるようにするための技術)の製作など

## 4. 保護と利用のバランス維持が必要

- ・仮に保護を強化するのであれば、合法利用の為の機器・サービスの提供が規制対象とならないようにすると共に、**利用促進の政策実現も同時に導入が必要**。

ex.保守・点検のサービス、障害者利用等のサービス

## 5. 技術の中立性への留意

- ・回避に用いられる技術が**適法な用途にも用い得ることに注意**が必要。「マジコン」であっても、適法なコンテンツの再生、適法なコピーに利用できる点に留意すべき。

# 不正競争防止法における 機器規制強化の各論点への意見

## 1. 機器「製造」行為の規制について

- ・**被害実態が明らかでなく**(WG配布資料に記載なし)、規制の必要性に疑問。
- ・回避機器の頒布・拡散を禁止することで十分でないのか。「製造」規制は、実効性に疑問がある一方で、適法な「製造」を例外とする規定を設けても**副作用が大きすぎる**(立証責任、訴訟リスク、事業萎縮)。

## 2. 客観的要件「のみ」の拡大について

- ・「主として」等に拡大すると、規制範囲の外延が曖昧となり、**事業は萎縮**する。しかも現在は機器の汎用化が進んでおり、複合的機能を搭載するのが一般的で、**過度に広汎な規制**となるおそれがある。
- ・マジコン(東京地判平21.2.27)や、他の機能を有する違法チューナー(東京地決平17.1.31)は「のみ」に該当するとされており、機器規制で解決すべき問題があるとするれば、刑罰導入の是非のみ。だとすれば、要件は厳格化の方向でなされるべきであり、民事で「のみ」要件を拡大する議論がなされていることにつき、**立法事実は存在しない**のではないか。

## 3. 主観的要件について

- ・機器メーカーに対して萎縮的効果を与えかねない(たまたま回避する機能を有する場合、訴訟等で「知っていたか否か」、「回避目的があったか否か」等を争わなければならない、このリスク自体から**事業萎縮を引き起こす**)。

## 4. 回避サービスの規制について

- ・データの復元・保存、保守・修理等のための回避につき、**社会的に認められるべき正当なビジネスニーズ**があることに配慮が必要。

# 回避行為規制についての意見：反対

## 1. 実効性があるのか

- ・違法なゲームソフトを、ユーザーがアクセスコントロール回避によってプレイする行為を違法化しても、実効性には大いに疑問がある。

## 2. 著作物を含む情報の適法な利用への配慮ができるか

- ・規制によって、そもそも現状で法規制のない情報の利用や、著作権法で許容されている著作物の利用、保護期間を満了した著作物の利用等、**著作物を含む情報の適法な利用を妨げるべきではない**。「原則違法＋例外適法」ではなく「原則適法＋例外違法」というアプローチであるべき。
- ・仮に保護を強化するのであれば、利用促進の政策実現も同時に導入が必要。
  - ex. 現行著作権法上の適法利用の確保のほか、不測の悪影響が生ずることに対応するために所謂フェアユースの導入、回避行為に続く複製を違法とするなら私的録音録画補償金の対象とならないことの明確化等が必要
- ・なお、規制導入例と紹介されている欧州各国法等の規制範囲について精査が必要。英国法では、アクセスコントロール技術はあくまでも保護対象となる「技術的手段」の要件（「効果的」）の一つであり、また規制は著作物の利用行為の範囲を超えないと規定されており、その範囲を超えて暗号技術等の回避を規制しているわけではないと解される。

## 3. デュープロセス(適正手続き)の確保が必要

- ・情報へのアクセスが制約的になることは、国民の知る権利等基本的人権に関わる事項ゆえ、**公開の上で慎重な検討が必要**。
- ・なお、アクセスコントロール回避行為を規制している米国DMCA法は、著作権侵害を助長する行為として位置づけて規制していると解されている(連邦控裁2004.8.31)。DMCA法と同レベルの規制を日本に導入することでさえ問題があるところ、ましてや、**著作権侵害との関わりなく、アクセスコントロール回避規制を導入することは、各国に類を見ない過大な規制となると懸念**される。

# ACTA(海賊版・模倣品拡散防止条約)について

1. 技術的保護の回避規制のうち、とりわけアクセスコントロールの規制は、**国民の知る権利等の基本的人権**にかかわる。具体的な条文が公開されていないままで交渉が進められていくことには非常に強い懸念を覚える。条文を公開し、**ユーザーや消費者代表を含む国民の意見を聞く機会**を確保した上で、**慎重な検討**が必要。
2. 仮にACTA交渉において、米国DMCA相当の回避規制条項の導入が検討されているのであれば(注1)、規制について**米国内で指摘されてきている問題**についての評価(注2)、規制の米国内での**実効性の検証**、また「保護と利用のバランス」のために規制とともに置かれているのと**同様の仕組みを実現できるか**についての検証(注3)が必要。
  - (注1) 米国が各国とのFTA協議で主張してきたことや、ACTAについてインターネットで散見される関連情報から推測すると、米国は、ACTAにおいてもDMCAにおける回避規制を各国に「輸出」することを主張していると合理的に推測される。
  - (注2) 規制の妥当性への疑義、公正利用への弊害、イノベーションの阻害等の指摘がある。
  - (注3) DMCAは、アクセスコントロール回避規制を導入するに際して、米国内の利害関係者の利益衡量のために、著作物利用への影響についての定期的な意見募集と、規制によって生じた不利益を治癒するための一定期間の適用除外などを規定している。DMCA相当の規制を導入するのであれば、ACTA上で同様の利益衡量に配慮されるべきであるし、ACTAを受けて日本法において同様の措置が必要となると考える。



# 被害実態は???

